

★ 広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（財政課）

一 改正の要旨

1 広島県手数料条例の一部改正

地域通訳案内士制度を導入することに伴い、地域通訳案内士の登録手数料を定めるなどの改正を行った。

2 県立病院使用料及び手数料条例の一部改正

先進医療及び遺伝子診療に関する検査について、がんゲノム医療に必要な遺伝子情報に関する検査項目を追加することに伴い、技術料の上限額の改正を行った。

二 施行期日

平成三十年七月六日

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第三十七号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税及び県たばこ税に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

平成三十三年度以後の各年度分の個人の県民税について、以下の措置を講じた。

- (一) 非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を百三十五万円以下（現行百二十五万円以下）とすること。
- (二) 基礎控除について、前年の合計所得金額が二千五百万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできないこととすること。
- (三) 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者については、県民税の所得割を課さないものとする。

2 県たばこ税

(一) 県たばこ税の税率について、以下の措置を講じた。

- (1) 次に掲げる期間における県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすること。

ア 平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 千本につき九百三十円

イ 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 千本につき千円

ウ 平成三十三年十月一日以後 千本につき千七十円

(二) 加熱式たばこの課税方式について、以下の措置を講じた。

- (1) 製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設けること。
- (2) 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなして条例の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすること。

- (3) 加熱式たばこの課税標準を次のア及びイのとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすること。

ア 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の〇・四グラムをもって紙巻たばこの〇・五本に換算すること。

イ 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの一本の金額に相当する金額をもつて、紙巻たばこの〇・五本に換算すること。

- (4) (3)の換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすること。

ア 平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じた本数及び(3)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じた本数の合計数

イ 平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じた本数及び(3)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じた本数の合計数

ウ 平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じた本数及び(3)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じた本数の合計数

エ 平成三十三年十月一日から平成三十四年九月三十日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じた本数及び(3)の方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じた本数の合計数

(三) 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。

(1) 平成三十年十月一日

(2) 平成三十二年十月一日

(3) 平成三十三年十月一日

(四) 平成二十七年税制改正に伴う県税条例改正において講じた、紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率の経過措置について、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間の税率は、同年九月三十日まで適用を延長すること。

3 その他引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

1 一 2 (一)ア、(二)1及び2、(二)4ア、(三)1並びに(四)の改正 平成三十年十月一日

2 一 3の改正 平成三十一年一月一日

3 一 2 (二)4イの改正 平成三十一年十月一日

4 一 2 (一)イ、(二)4ウ及び(三)2の改正 平成三十二年十月一日

5 一 1の改正 平成三十三年一月一日

6 一 2 (一)1ウ、(二)4エ及び(三)3の改正 平成三十三年十月一日

7 一 2 (二)3の改正 平成三十四年十月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
一 医療法に基づく事務のうち、病院の開設者に対する措置命令等		呉市
二 医療法に基づく事務のうち、医師の宿直免除に係る認定		呉市及び福山市

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成三十年七月六日

★ 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（医務課）

一 改正の要旨

医療法等の一部が改正され、療養病床における看護師等の配置基準に係る経過措置が延長されたことなどを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年七月六日